

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【事業年度】 第82期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 アセット・インベスターズ株式会社

【英訳名】 Asset Investors Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山健彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

【電話番号】 (03)3502-4910(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 松橋香里

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

【電話番号】 (03)3502-4910(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 松橋香里

【縦覧に供する場所】 金融商品会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【半期報告書の訂正報告書の訂正理由】

平成17年12月22日に提出いたしました第82期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

（2）新株予約権等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

①平成16年7月29日取締役会決議により付与

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	566(注)1	1,132(注)1,3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	566,000	1,132,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり440(注)2	1株当たり220(注)2,3
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 440 資本組入額 220	発行価格 220 資本組入額 110 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会において、平成17年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対しその所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割(無償交付)することを決議し、平成17年11月21日付けにて株式の分割により株式数が増加しております。

(訂正後)

①平成16年7月29日取締役会決議により付与

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	566(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	566,000	1,132,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり440(注)2	1株当たり220(注)2,3
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 440 資本組入額 220	発行価格 220 資本組入額 110 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会において、平成17年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対しその所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割(無償交付)することを決議し、平成17年11月21日付けにて株式の分割により株式数が増加しております。

(訂正前)

②平成17年4月12日取締役会決議により付与

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	34(注)1	68(注)1,3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000	68,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり415(注)2	1株当たり208(注)2,3
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 415 資本組入額 208	発行価格 208 資本組入額 104 (注)3
新株予約権の行使の条件	同左 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会において、平成17年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対しその所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割(無償交付)することを決議し、平成17年11月21日付けにて株式の分割により株式数が増加しております。

(訂正後)

②平成17年4月13日取締役会決議により付与

--

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	34(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000	68,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり415(注)2	1株当たり208(注)2,3
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 415 資本組入額 208	発行価格 208 資本組入額 104 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。</p> <p>その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

- 3 平成17年6月24日開催の当社取締役会において、平成17年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対しその所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割(無償交付)することを決議し、平成17年11月21日付けにて株式の分割により株式数が増加しております。

(訂正前)

③平成17年8月9日取締役会決議により付与

株主総会の特別決議日 (平成17年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)

新株予約権の数（個）	571（注）1	1,142（注）1, 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	571,000	1,142,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり807（注）2	1株当たり404（注）2, 3
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日～ 平成22年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 807 資本組入額 404	発行価格 404 資本組入額 202（注）3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、又は取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左

（注）1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会において、平成17年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対しその所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割（無償交付）することを決議し、平成17年11月21日付けにて株式の分割により株式数が増加しております。

（訂正後）

③平成17年8月9日取締役会決議により付与

株主総会の特別決議日（平成17年6月24日）		
	中間会計期間末現在 （平成17年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成17年11月30日）
新株予約権の数（個）	571（注）1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左

新株予約権の目的となる株式の数 (株)	571,000	1,142,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり807 (注) 2	1株当たり404 (注) 2, 3
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日～ 平成22年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 807 資本組入額 404	発行価格 404 資本組入額 202 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、又は取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会において、平成17年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対しその所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割(無償交付)することを決議し、平成17年11月21日付けにて株式の分割により株式数が増加しております。